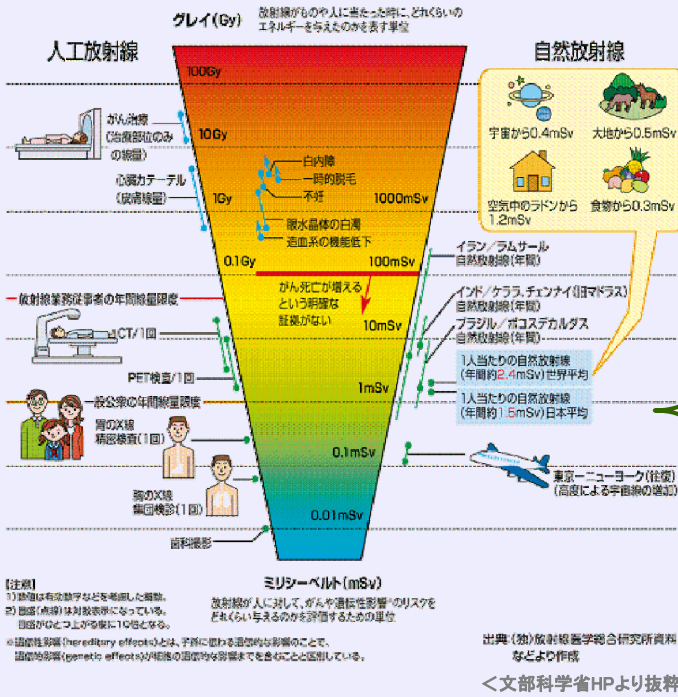
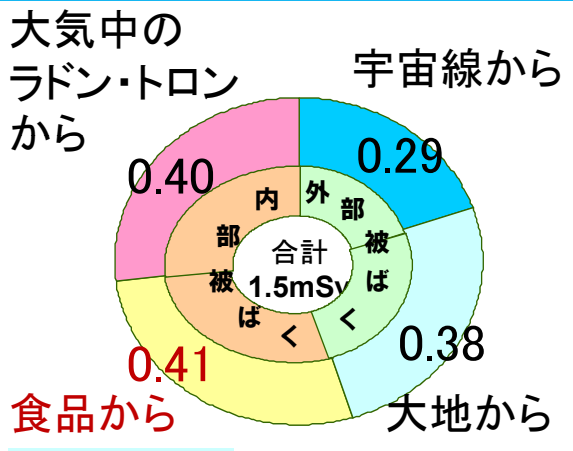


自然界から受ける放射線の量



1人あたりの年間線量(日本人平均)は、約1.5ミリシーベルト



日本国内でも最大約0.4ミリシーベルトの地域差があります

出典:放射線医学総合研究所 2007

<食品安全委員会資料より抜粋>

食品中の放射性セシウムの摂取によって受ける線量は、自然界から受ける放射線の線量と比べても、非常に小さい。

食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

検査実施状況: 23年3月18日～24年3月31日 137,034件、うち暫定規制値超過 1,204件
 24年4月1日～24年10月30日 139,107件、うち基準値超過 1,595件

- 基準値超過食品の回収、廃棄
- 食品の出荷制限
- 食品の出荷制限等の解除

食品中の放射性物質に関する検査計画(1)

国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが
高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

検査計画を原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体(17都県)
過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)



食品中の放射性物質に関する検査計画(2)

	福島県、岩手県、宮城県、茨城県、 栃木県、群馬県、千葉県			青森県、秋田県、山形県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村
>100 ベクレル/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50~100 ベクレル/kg	3検体以上	1検体以上	—	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	—
牛肉	農家毎に3か月に1回			3検体以上	1検体以上	1検体以上
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1~2週に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注)50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

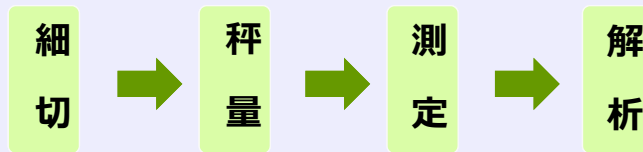


食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査()と、効率的なスクリーニング検査()を組み合わせ実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法(最終改正：平成24年3月)
← 平成23年7月、短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定



■ 食品中の放射性物質に関する検査



■ 基準値超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など



原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限

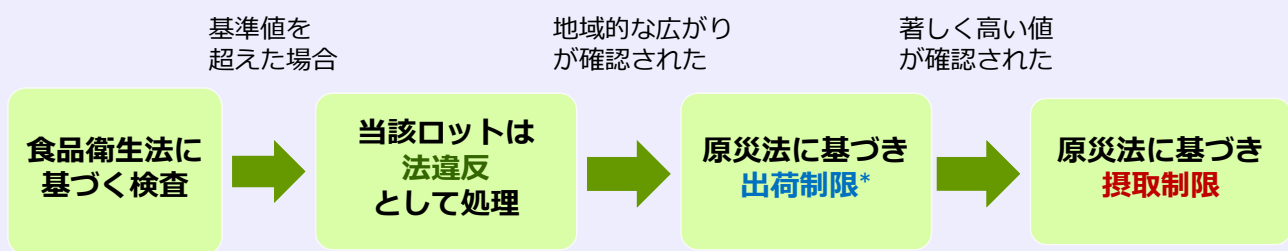
- 原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づく指示
- 地域的な広がり確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がり確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下など



原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品(10月30日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、わさび(畑において栽培されたものに限る。)、くさそてつ(ごごみ)、たらめ(野生のものに限る。)、ふきのとう(野生のものに限る。)、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、イノシシ肉、クマ肉 (全域) 牛肉 ^{注1)} 、海産物(40種)
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、マダラ
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、こしあぶら、ぜんまい、せり(野生のものに限る。)、わらび(野生のものに限る。)、マダラ、スズキ、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1)} 、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(ごごみ)、こしあぶら、ぜんまい、クロダイ、ヒガシフグ、ヒラメ、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1)} 、イノシシ肉、クマ肉、スズキ、マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、こしあぶら(野生のものに限る。)、茶、アメリカナマス(養殖を除く。)、ギンブナ(養殖を除く。)、ウナギ、ヒラメ (全域) イノシシ肉 ^{注1)} 、イシガレイ、コモンカスベ、シロメバル、スズキ、ニベ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)、こしあぶら(野生のものに限る。)、さんしょう(野生のものに限る。)、ぜんまい(野生のものに限る。)、たらめ(野生のものに限る。)、わらび(野生のものに限る。)、クリ、茶、ウグイ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛肉 ^{注1)} 、イノシシ肉 ^{注1)} 、シカ肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、茶 (全域) イノシシ肉、クマ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、茶、ギンブナ
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1)福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除
注2)太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す

